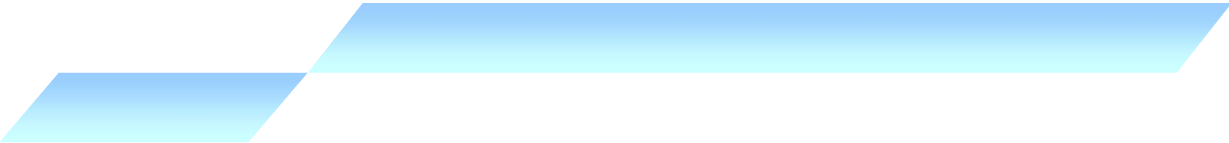


平成28年度
墨田区区民行政評価委員会
報告書



平成28年9月

区民行政評価の報告に当たって

政策を効果的に実施するためには、的確にニーズを把握し、それを最小の経費で最大の効果がもたらされる方法を模索し、迅速かつ公平に事業が展開できるように努め、さらにそれがどのような効果があったのかを評価する PDCA サイクルに従わなければならない。したがって、政策は常に見直しと修正を実施していく必要がある。その責任は、言うまでもなく行政にあり、職員をはじめ区長に第一義的な責任があり、それらを、二代表制の一方である議会、さらに主権者である市民が様々な責任において監視していくことが重要である。

政策には、不断の見直しが必要である。これは、理論的には誰もが理解しているが、実際の施策や事業になると、途端に利害関係が存在し、評価改善が難しくなる。特に、行政行為には、公定性や前例踏襲性などがあり、それが行政活動の安定性を生みだしてきているのも事実であり、ひいては区民の安心に繋がっている面も否定できないからである。

いかに少額の補助金であっても、区民の生活や活動に何らかのプラス要因がもたらされれば、仮にマイナス要因があったとしても、簡単に見直すことができない理由でもある。これらの事業や政策が継続的に行われれば行われるほど改善の為のエネルギーは、とても大きなものを必要とする。

したがって、事業の安定性と効率・効果は、常に悩ましい関係として位置づく。しかも、それらは社会の変容、技術の革新、経済の変化、人口の推移等の要因によって評価軸も変化するからだ。それだけに、近年の評価活動では、政策の指標化が求められるのである。言い換えれば、補助金を提供する際のプライオリティは何かであるかを明確にすることである。目的を指標化し、現実の社会とのズレを常に可視化し、修正できるようにすることが重要なのである。

このような取り組みは、少子高齢化・人口減少社会を見据えた今日、特に厳しく求められている。ある時代の要請によって制度化された補助金が、時代の変化によって適合しなくなった時に、誰が改善を行っていくのかと言えば、それは、行政であり、議会であり、区民である。行政評価委員会は、それらのお手伝いをしているに過ぎない。

そのためには、時代に適応する新たなルール作りも求められる。補助金を原則有期にし、定期的に見直すことや効率化や効果を上げた職員に対する人事評価制度とリンクする手法なども取り入れ、改善に取り組む為のインセンティブを制度化することも、重要な視点となる。

多くの関係者の創意工夫による、様々な改善や改革によって、墨田区が更なる発展をつづけていくことを期待している。

墨田区区民行政評価委員会会長

鏡 諭

目 次

区民行政評価委員会の設置について	1
1 委員会設置の趣旨と本年度の目的	1
2 今年度の運営・進行について	2
3 評価の対象	3
4 委員会審議の進め方	4
5 報告書の取りまとめ	5
6 区民行政評価委員会における意見の活用	5
7 委員会開催状況	6
評価結果	7
・ 集団回収支援事業（ルート維持費）	8
・ 住宅修築資金融資事業（利子・保証料補助）	12
・ 動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業	16
・ 町会・自治会会館建設等補助事業	20
・ 商工業融資事業（利子・信用保証料補助）	24
・ 宿泊体験事業（小・中）	28
・ 幼小中学校教育研究会育成費（教育研究会事業補助金）	32
各委員の感想 ～委員会に参加して～	36

区民行政評価委員会の設置について

1 委員会設置の趣旨と本年度の目的

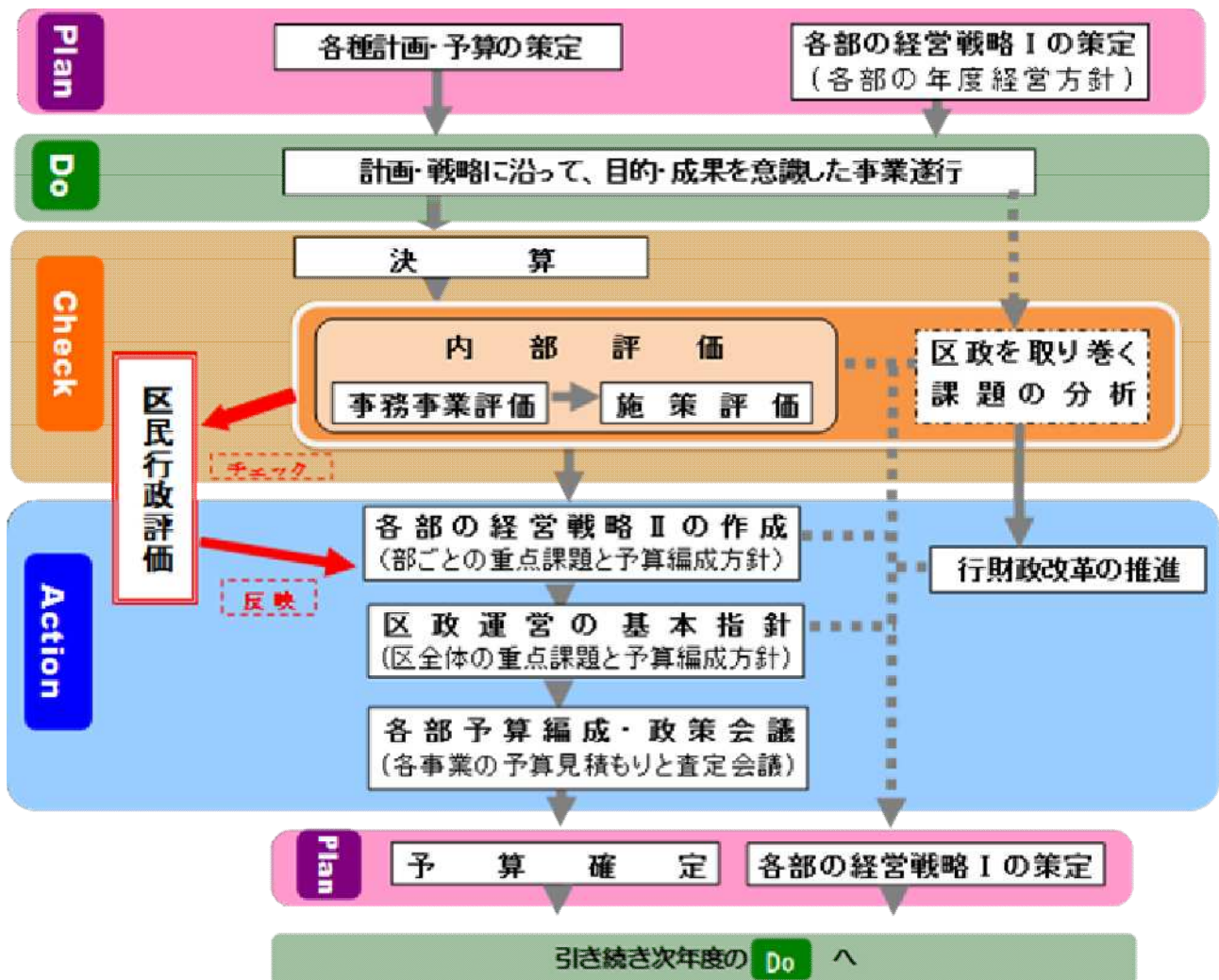
墨田区区民行政評価委員会（以下「委員会」という。）は、墨田区のPDCAマネジメントサイクルの一環として、区が実施する行政評価について、評価の客観性や信頼性を高めるとともに、区民との協働や行政運営の効果的・効率的な推進を図ることを趣旨として、平成22年7月に外部評価委員会（当時）として設置された。

本評価制度を導入して今年度で7年度目を迎えるが、平成22年度から平成24年度までの委員会では、内部管理や行政内部の総合調整等を主な業務とする部局を除く10の部局を3つの分野に分け、その分野に該当する部局を対象に、区が実施した事務事業の評価結果（内部評価）の検証を行うとともに、行政評価の仕組みや外部評価手法の改善についても意見を取りまとめ区に報告した。

平成25年度は、この3年間における委員会の検討結果を踏まえた、区の内部評価システムのあり方や委員会の運営方法等の見直しを行うための検討期間と位置付けた。

その結果、平成26年度から新たな形で区民行政評価委員会を設置し、区が実施する補助金事業の評価を3か年かけて行い、取りまとめた結果を区に報告することとした。

PDCAマネジメントサイクルにおける「区民行政評価」の位置付け



2 今年度の運営・進行について

平成22年度から平成24年度までの委員会の議論では、対象事業の評価のみならず、審議の進め方や報告書の取りまとめ方法などについても、積極的に議論が行われた。

その結果、平成28年度の委員会運営に当たっては、以前の委員会における意見・要望等を踏まえ改善を図り、次のとおり運営・進行を行うこととした。

委員会構成

委員会構成については、各委員の発言時間を確保し、効果的な委員会審議を行う観点から、委員会構成を有識者委員3名、区民委員4名の合計7名とした。

	選出区分	氏名	備考
会長	専門家委員 (学識経験を有する者) 3名	鏡 諭	淑徳大学コミュニティ政策学部教授
副会長		河上 牧子	明治大学地域ガバナンス研究所客員研究員
委員		高橋 晶子	公認会計士
委員	区民委員	齋藤 敬三	公募
委員		萩原 紀子	公募
委員		武笠 和夫	公募
委員		横井 貴広	公募

委員会審議

委員会審議については、評価対象事業の今後の方向性への提言を視野に入れ、各委員が個人評価を行うとともに、その評価結果を踏まえ、委員会としての結論(評価)を集約した。

報告書について

報告書については、委員会評価及び委員会評価を集約する過程における各委員の個人評価を示すとともに、委員会総合評価理由及び個人の評価結果(A~E)ごとの主な意見を示した。

3 評価の対象

補助金事業を対象に区民行政評価を行った。

なお、対象事業の選定に当たっては、全部局を合わせて200を超える補助金事業がある中、全ての事業を評価することは困難である。そこで、効果的な委員会審議を行う観点から、3か年で評価を行うこととし、次の選定方法によって、今年度の対象事業を選定した。

(1) 性質別分類

対象事業の選定に先立ち、補助金をその性質によって次の7つに分類した。なお、分類に当たっては、法令、条例等によってその支出が義務付けられている補助金(制度的補助金)を除くこととした。

奨励的補助金

運営費(団体)補助金

イベント補助金

区の代替・補完的補助金

管理運営補助金

謝礼的補助金

その他の補助金(~ に該当しない補助金)

(2) 対象類型の選定

上記(1)の7つの類型の中から、平成26年度は補助金事業数が最も多い「奨励的補助金」を対象とした。平成27年度については「その他の補助金」を除き、事業数の多い「運営費(団体)補助金」、「イベント補助金」、「区の代替・補完的補助金」、「管理運営補助金」を対象とし、平成28年度については「その他の補助金」を対象とする。

(3) 対象事業の選定

上記(2)の「その他の補助金」に分類される事業は、約80事業あるため、全ての補助金事業を評価することは困難である。そこで次の手順に基づき、今年度の対象事業を選定した。

次の条件に当てはまる事業から7事業を選定

事業経過年数が10年以上

補助金額が概ね100万円以上

財源内訳が国・都費を含まない全額区費

~ の条件に当てはまる事業で、事業開始年度が古いものから選定した。

上記 ~ の条件に該当する場合でも、区の裁量の余地がほとんどない事業に関しては除外した。

選定事業一覧

事業名	事業名
集団回収支援事業（ルート維持費）	商工業融資（利子・信用保証料補助）
住宅修築資金融資 （利子・保証料補助、損失補償）	宿泊体験事業（小・中）
動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）	幼小中学校教育研究会育成費 （教育研究会事業補助金）
町会・自治会会館建設等補助事業	

4 委員会審議の進め方

委員会審議では、評価対象事業について、所管部課長による事業概要説明を受け、不明な点や確認したい点について質疑応答を行った。各委員の個人評価及び個人評価を踏まえた委員会評価を取りまとめた。

(1) 「4つの評価項目」に基づく各委員評価

評価対象事業について、7名の委員それぞれが4つの評価項目の評価を行った。
（各評価基準評価は、○、△、×の3段階評価）

(2) (1)の評価結果を踏まえた各委員の総合評価

4つの評価項目の評価結果に基づき、7名の委員それぞれが対象事業の総合評価を行った。（総合評価はA～Eの5段階評価）

総合評価については、評価の客観性を担保するため、「総合評価の選択基準」を参考に評価を行った。

(3) (2)の総合評価結果を踏まえた委員会評価

7名の委員それぞれの総合評価結果を踏まえ、委員会内で討議を行い、委員会評価を決定した。（総合評価はA～Eの5段階評価）

評価項目（個人評価で使用）

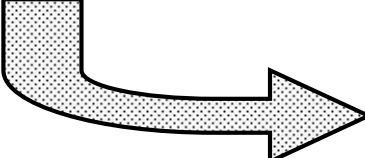
評価基準	評価の視点
必要性 (妥当性)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の目的、視点、内容等が今日の社会経済情勢に合致しているか ・区民ニーズに即しており、区民からの共感が得られるか ・行政と区民(民間)との役割分担から見て、真に区が補助すべき事業・活動であるか
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金支給が客観的に見て、地域社会の活性化、社会福祉等不特定多数の者の利益の増進に寄与しているか ・特定の団体、個人の利益に留まっていないか
効率性 (経済性)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助目的や金額に見合う事業活動や実績等の効果が認められるか ・補助目的の達成のみならず、地域社会やその他の住民等への波及効果が認められるか
適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の事業活動の内容が、補助目的と合致しているか、又は補助目的を既に達成していないか ・補助金の支出根拠が交付要綱等に基づき明確になっているか

基準に基づく評価方法

各評価基準の評価及びその結果を踏まえた個人評価を実施する。

(1) 各評価基準について、評価を行う。(、×の3段階評価)

個別評価	評価内容	個人評価	選択基準
	認められる(高い)	A	全ての評価が「」
	どちらともいえない	B	その他のパターン
×	認められない(低い)	C	必要性の評価が「」かつ他の項目に「×」の評価がない
		D	必要性の評価が「」で、他の項目に「×」の評価が2つ以上ある 又は 必要性の評価が「」で、他の項目に「×」の評価が1つ以上ある
		E	必要性の評価が「×」



(2) 各評価基準の評価を踏まえて、総合評価を行う。(A～Eの5段階評価)

総合評価	評価内容
A	補助の効果は高く、拡充により更なる効果拡大が期待できる。
B	補助による一定の効果があり、継続する必要があると認められる。
C	補助による一定の効果があり、対象者の見直し等により更に効果拡大が期待できる。
D	補助の継続は必要であるが、効果が不高いため、見直しが必要である。
E	補助の効果は高くなく、手段の見直しを図っても、効果拡大は期待できない。

5 報告書の取りまとめ

本報告書の取りまとめに当たっては、委員会としての結論(評価)を集約したが、各委員の個人評価においては、評価の相違が生じたため、委員会評価とともに、A～Eの個人評価がそれぞれ何名いたかも併記し、さらに、様々な視点から評価対象事業の今後の改革・改善の参考にされるよう、それぞれの評価における主な理由や意見も示した。

6 区民行政評価委員会における意見の活用

区民行政評価の成果は、本報告書が今後どのように活用されるかにかかっている。したがって、是非とも本報告書の評価や意見を今後の行政運営に反映させていただき、今回対象となった事業のみならず、同じ類型に属する補助金事業の改革・改善にも役立てていただきたい。

7 委員会開催状況

説明会	開催日：平成28年6月8日（水） ➤ 委員会の役割と議論の進め方について説明、質疑応答 ➤ 事務事業評価シート等の資料について説明
【第1回】	開催日：平成28年6月27日（月） 議 題：(1) 会長及び副会長の選任 : (2) 会議の公開について : (3) 評価の流れについて : (4) 今後の検討テーマ及び区民行政評価委員会のスケジュール
【第2回】	開催日：平成28年7月11日（月） 議 題：【3事業】概要説明、質疑応答、意見表明
【第3回】	開催日：平成28年7月26日（火） 議 題：【2事業】概要説明、質疑応答、意見表明
【第4回】	開催日：平成28年8月9日（火） 議 題：【2事業】概要説明、質疑応答、意見表明
【第5回】	開催日：平成28年9月7日（水） 議 題：総括
【第6回】	開催日：平成28年9月20日（火） 議 題：総括 区長に報告書を提出



評価結果

日 程	事 業 名	評価結果
7月11日	集団回収支援事業（ルート維持費）	C
	住宅修築資金融資事業（利子・保証料補助）	E
	動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業	C
7月26日	町会・自治会会館建設等補助事業	C
	商工業融資事業（利子・信用保証料補助）	D
8月9日	宿泊体験事業（小・中）	C
	幼小中学校教育研究会育成費（教育研究会事業補助金）	D

集団回収支援事業（ルート維持費）【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

古紙市況価格の変動により損失を被る区内のリサイクル回収業者を補助することによって、集団回収システムの安定を図り、資源循環を推進していくことが本補助金の目的である。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和49年 東京都が集団回収団体に対し、ランクによる報奨金支給を開始
 平成4年 東京都から集団回収団体支援事業が区に移管され、「多層型資源回収システム推進要綱」を制定（報奨金：9円/kg従量制）
 平成9年 ルート維持対策のため、業者支援金支給開始（雑誌を対象に5円/kg従量制）
 平成10年 ルート維持対策品目を古紙3品に拡大（5円/kgに減額）
 平成18年 分別回収の廃止に伴い、要綱を「資源回収システム推進要綱」に改正

3 補助金の概要

(1) 根拠法令

資源回収システム推進要綱（平成5年制定）

(2) 補助対象者

墨田区資源回収業者会

(3) 補助金の算定基準

古紙3品（新聞・雑誌・段ボール）の基礎単価が8円/kgを下回った場合に、3円/kgを上限として、当該月の回収量に応じて支給する。

(4) 予算の推移（5年間分）

単位：「千円」

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出予算額	6,000	6,000	6,000	6,000	5,000
歳出決算額	0	289	100	0	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

江東区・足立区 雑誌のみ、葛飾区 新聞のみ、江戸川区 古紙3品

【類似補助金】

なし

5 これまでの実績・成果

新聞・雑誌・段ボールの古紙3品は、集団回収において主要な位置を占めてきた。この担い手は、集団回収団体と資源回収業者である。長年にわたるこの二者の努力と行政の支援により、回収ルートが維持が図られてきた。古紙市況価格が急落し、8円/kgを下回る状況を放置しておくとなると、資源回収業者の経営圧迫、廃業ひいては区の集団回収ルートを失うこととなり、大量の紙類がリサイクルされずに可燃ごみとして排出される事態となる。

〔回収量〕

単位：kg

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新聞	3,982,360	3,868,125	3,731,725	3,485,580	3,453,215
雑誌	1,461,895	1,377,200	1,329,765	1,277,525	1,281,757
段ボール	1,136,575	1,115,595	1,135,575	1,126,990	1,195,054

6 課題

平成27年度に実施した「排出ごみ組成分析調査」においても、燃やすごみの中には、紙類が35.4%含まれていることから、これらを集団回収及び集積所回収に排出し、リサイクルルートに乗せられるようPR等を拡充していく必要がある。

7 今後の方向性

古紙取引の現況では、集団回収事業維持に有効な制度であるので、補助制度は継続していく。

集団回収支援事業（ルート維持費）【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>必要性・公益性は一定程度あると思われるが、ごみの減量という目的を達成するための手段として、補助という金銭的なインセンティブにより誘導することが時代にあっているのかという議論があった。事業の目的や全体像がより明確に分かるように要綱を改善すべきである。区民の自主的な活動を更に推進する方法を検討し、一方で事業者については、自立に向けた取組を行うことが望ましい。</p>
<p>補助による一定の効果があり、対象者の見直し等により更に効果拡大が期待できる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	4	1	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	5	4	2	1
	2	3	5	4
×	0	0	0	2

評価Bとした委員の意見

ボランティアやリサイクルと、それぞれに活動の目的は理解でき、行政の支援はそれなりの実績もあり、事業の一定の効果はあるかと思う。しかし、ボランティア活動等の多様化や、事業者への補助と市場価格との差といった観点からみると、改善の余地はあると思う。これからも多くの団体が関わって事業を支えていくのなら、支援する意味はあると考える。

廃棄物処理に係る諸問題を大所高所から見て、どうしたらごみの発生量を抑えられるかということが喫緊の課題と考える。費用に関しては課題があるが、このシステムを更に進めていくことで、ごみの減量化に関して価値のある取組と判断した。

評価Cとした委員の意見

公益性のある活動であるということは理解したが、要綱の表現からは、事業の全体像が捉えにくい。特に、区民と業者との役割分担がみえづらい。また、リサイクル活動を区民又は業者が行うことの意義や実際の効果が資料や説明からは分かりにくい。

本事業の主たる目的がごみの減量であるとの観点からすると、資源循環を推進する手段の一つとして、集団回収は実績数値も上がっているのも意味があることと考えた。ただし、報奨金や支援費を支給しなければこの回収ルートが維持できないのかという点は疑問が残る。ほかの回収手段のバランスやコスト効率性をもう少し詳細に見て、よりよい方法に向けての検討を継続してほしい。

リサイクル活動を行う上で、どの程度のリサイクルが実際に行われているのかを判断できる数値が乏しく、また、奉仕活動であるものの、報奨金や支援費もあり、もう少し精査しながら進めていかなければならないと考える。区民の自主的な奉仕活動を推進する上でも、その方法を改善するなど、もう少し説明がほしかったと感じた。

集団回収自体は、ごみの減量化が目的ということで、リサイクルシステムの構築、地域コミュニティの創出という面では一定の効果を出していると考えられる。しかし、ルート維持のための回収業者への補助金については、効果があまり出ていないので、見直しが必要と思う。今後集団回収のPRだけではなく、事業をより民間に広げ、NPO団体なども活用する等、要綱や施策の改善も検討してほしい。

評価Dとした委員の意見

事業自体には意味があり、ごみの減量という目的も達成しているが、補助金という観点だけでみると、5年間の実績推移は減少傾向にあり、今後の価格の暴落の予測もないということ踏まえると、回収業者への補助金の見直しが必要だと感じた。しかし、団体への報奨金は、集団回収の方がコストが低いことから、必要性は感じる。

墨田区住宅修築資金融資あっせん補助金事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

住宅の修築等（修繕、模様替え、増築又は改築）に要する資金が不足する区民に対して、取扱金融機関への融資のあっせん及び貸付区分に応じた利子補助を行い、資金の円滑な調達を支援することで、安全性、耐久性及び居住性を高めるための住宅の修築等の促進を図り、区民が安心して住み続けることのできる住宅環境の確保に寄与する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和52年度 一般・特別融資あっせんを開始
 昭和53年度 道路交通騒音防止、防災対策（ブロック塀改造工事）融資を貸付区分に追加
 平成8年度 防災対策融資に区の耐震診断助成を受けた上で実施する「耐震改修」を貸付区分に追加
 平成17年度 アスベスト対策（吹付けアスベスト）融資を貸付区分に追加
 平成23年度 東日本大震災により被害を受けた区民を対象に、震災復旧のための融資あっせんを行う特例措置（災害復旧住宅修築資金制度）を実施
 平成25年度 申込人が取扱金融機関と融資契約締結時に加入する住宅融資保険から一般社団法人しんきん保証基金との保障委託契約に制度変更

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区住宅修築資金融資あっせん要綱（昭和52年4月19日52墨区経発第107号）

（2）補助対象者

- ア 申込人又は2親等以内の親族が区内に1年以上住所を有していること。
- イ 申込人の前年の所得額が1,200万円以下であること。
- ウ 特別区民税を完納していること。
- エ 申込時の年齢が満20歳以上であること。 等

（3）融資あっせんの内容

貸付区分	対 象	内 容	
一般	住宅の居住性を高めるための修築等	・融資限度額 500万円（工事に係る金額の範囲） ・融資利率 年利2.6% ・返済方法 元金均等月賦償還 ・融資期間 300万円までは7年以内、300万円を超え、500万円までは10年以内	
特別	高齢者		対象者の専用室を設ける、又は生活しやすくなるような住宅構造の改善を図る修築等
	障害者		
道路交通騒音防止	道路に面している住宅部分の開口部、内壁、空気調整機等の改良工事又は取付工事		
防災対策	耐震対策のために公道等に面したブロック塀の改造工事 耐震診断の結果に基づいた改修工事		
アスベスト対策	吹付けアスベストの除去及び復旧又は囲い込み等の修繕工事		

(4) 区による補助

内 容	金 額
利子補助 (融資利率：年利2.6%)	貸付区分が特別又は道路交通騒音防止 半額(1.3%分)
	貸付区分が防災対策又はアスベスト対策 全額(2.6%)
保証料補助	一般社団法人しんきん保証基金との保証委託契約に伴い支払った保証料の全額

(5) 予算の推移(5年間分)

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	2,000	2,554	1,713	2,562	2,332
歳出決算額	1,540	1,656	1,209	1,263	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

実施 11区(うち1区は新規受付休止) 未実施 11区
補助金額等の設定については、実施している11区と同程度である。

【類似補助金】

特別区分対象者(高齢者、障害者)については、高齢者自立支援住宅改修助成(高齢者福祉課 1)、住宅設備改善費助成(障害者福祉課 2)を併せて利用できる場合がある。

また、防災対策区分のうち、耐震改修を行う場合は、耐震改修助成(防災まちづくり課 3)を併せて利用可能である。

- 1 区内に居住する65歳以上の高齢者に対する手すりの取付け等、居室内での行動を容易にするための住宅改修費用の助成
- 2 区内に居住する重度の肢体不自由の方に対する居住する住宅の玄関等の改善等、日常生活を容易にするための住宅改修費用の助成
- 3 旧耐震基準の住宅の耐震性能を向上させる耐震改修工事費用の助成

5 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

「()は目標値」

活動指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申請件数	12件(20)	2件(10)	0件(7)	4件(4)	0件(6)

(2) 成果・効果(成果指標)

「()は目標値」

成果指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
決定件数	12件(20)	2件(10)	0件(7)	4件(4)	0件(6)

6 課題

新規申込件数は、年度によって大きな差異があるため、区民に事業の更なる周知を行い、実績の向上を図る必要がある。

7 今後の方向性

住宅の安全性及び居住性を高め、良好な住宅環境を維持するためには、適切な時期に必要な修築等を行うことが不可欠である。本事業の実績として、高齢者区分での利用が多く、今後も一定の需要が見込まれるため、引き続き、区内信用金庫の協力を得て本事業を実施していく。

墨田区住宅修築資金融資あっせん補助金事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
E	<p>住宅施策における補助の必要性は認められるが、実績が少なく、本当に支援が必要な方に支援できているのか疑問がある。木密地域の課題に照らし、制度が合っているのか精査すべきである。補助金については、対象者、支援内容等、制度全体について、今後の生き方やライフプランに合わせて改修する動機付けができるような抜本的な見直しを行う必要がある。</p>
<p>補助の効果は高くなく、手段の見直しを図っても、効果拡大は期待できない。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	0	3	2

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	1	0	0
	2	5	4	5
×	2	1	3	2

評価Bとした委員の意見

個人のニーズと社会の課題として改善していくものという点では目線が違うと思う。申請数が少なくても、区の長年のまちづくり政策の課題として木密の解消があり、インセンティブが低く、一生に数回程度しか改修しない住宅において、区としては緊急に木密の解消を進めたく、何らかのテコ入れをしていきたい、どのような形でも接点を作ろうとする意思があるのではないかと考えている。いわゆる外部不経済の問題。とにかくまちの空間としての課題解決に向かおうとする方策のひとつに、この事業のようなツールがあるのだと思う。ただ、本当に支援が必要な層にアプローチできていない、申請の相談はあっても実際に助成しなかったというケースもあるので、改修を実際に促進する方法を更に検討してほしい。

耐震化の対応については工夫しているようだが、全般的に時代にあっていない。生活困窮者の方への対応になっていないと思う。都からの上意下達的なものではなく、この制度は区の独自の考え方でもっと踏み込んで対応を検討してもらいたい。

評価Dとした委員の意見

実績値が非常に低く、どのくらいのニーズがあるのか、それともニーズが合っていない制度であるのか、疑問を感じる。住宅の改修に係る金額の補助であるが、本当に支援が必要な方に実施されているのかという点にも疑問が残る。実際に補助対象者になっている方は、補助を受けなくとも改修することができるのではないかという印象がある。本当に支援が必要な方たちへの支援について今後検討を進めるとともに、ニーズに合っているかも含めて見直しが必要だと思う。

実績も少なく、対象者に偏りがあると思う。対象者の所得制限が1,200万円以下という点も見直すべきだと思う。ただ、平成23年度に震災の影響で数が増加したことを考えると、災害の多い日本において災害対応としては効果があると思うが、制度の目的とは合っていないので見直しが必要だと思う。討議の中にあつたように、本当に支援が必要な方に支援が行きわたるよう、制度全体の見直しが必要だと思う。

あっせん補助事業として、かなり見直しが必要だと思う。防災対策やアスベスト対策、高齢者・障害者の方が改修する場合といった支援内容などをもう一度吟味し、区民一人ひとりが、今後の生き方やライフプランに合わせて改修する動機付けができるような各人のニーズや時代にあつた制度となるよう見直す必要がある。

評価Eとした委員の意見

木密地域については、金銭的理由だけでなく、なかなか改善できない理由がある。例えば年齢、権利関係等、補助制度以前の課題があることも事実だ。その点から、この制度がどの程度効果があるのかについては、平成27年度の実績がゼロということが表しているのではないかと感じる。すでに区民が魅力を感じない制度になってしまっている表れと思う。議論にもあつたが、高齢者の方たちが積極的に改修やリノベーションをしようという動機付けが起きない点、経済的理由、ライフプラン等様々な理由が考えられる。現状の制度のように、申請者に限度額までを補助をするというだけではなく、例えば、足りない資金は、無利子で貸し付ける、実態に合った金額に上げる、二世帯にわたる融資など、根本的な見直しが必要だと思う。したがって、この金額を予算化するのであれば、今の時代にあつた制度づくりに大きく改めていくことが適当ではないかと考える。

実績も少なく、事業の目的と区民のニーズが合っていないと感じる。時代の変化にも対応していると思えない。「墨田区に住み続けたい人」への、本当に必要な支援であるかを検討し、対象者や物件などの対象が適切かを見直すべきであると考えます。

動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）は、原因をたどれば捨て猫や外で飼われているペットの猫が繁殖したものである。飼い主のいない猫が地域で増えると、糞尿やエサやりなどによるトラブルが住民間に発生しやすくなる。しかし、狂犬病予防法で規定されている犬と異なり、猫については行政が捕獲することができない。

そこで、本事業は、飼い主のいない猫の問題を地域で主体的に解決する区民を対象に猫の不妊去勢手術費用の一部を助成することで、猫の繁殖を抑え、区民の良好な生活環境の保持を図るとともに、区民の地域活動を支援し、動物愛護精神の普及と人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的として実施する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

平成18年度から実施している本事業は、事業開始直後から申請件数が増加していた経緯がある。このため、平成22年度に予算を増額して対応し、同年度には申請件数が653件、手術数が449頭とピークを迎えることとなった。その後、申請件数は漸減し、平成25年度には平成22年度の7割まで減少したことから、平成26年度からは予算の減額を行っている。

本事業開始以降、区内の3,200頭近くの野良猫に手術が実施されたこととなり、平成23年度だけで見ると、明らかに減数が進んでいると思われる。

近年、野良猫対策としては捕獲・手術を行い、元居た場所で飼育して生涯を全うさせて減数させるやり方（TNR）が一般的方法として認知されており、この活動が区内にも浸透している。このため、これまで区内のTNR活動は個人が実施していることが多かったが、地域の区民や町会単位で活動されることも多くなってきている。

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱（平成18年7月制定）

（2）補助対象者

墨田区内に住所を有し、区内に生息する飼い主のいない猫を区内の動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた後、生息する地域に戻して当該飼い主のいない猫の管理する活動を行う区民

（3）補助金の算定基準

動物病院での猫の不妊手術又は去勢手術にかかった費用の半額。ただし、オスの去勢手術にあつては5,000円、メスの不妊手術にあつては1万円を上限としている。

（4）予算の推移（5年間分）

単位：円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	3,600,000	3,600,000	3,600,000	2,600,000	2,600,000
歳出決算額	2,415,800	2,221,875	2,561,600	1,969,820	1,855,610

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

平成25年度から23区全区において猫の不妊手術等に関する助成事業を実施している。なお、助成金額、助成対象者及び助成活動内容は、各区の状況により異なっている。

【類似補助金】

なし

5 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申請件数(件)	630	580	582	463	433
助成件数(件)	424	326	347	523	236

申請後に猫の捕獲を行うため、助成の承認を受けたものの、捕獲できずに承認の有効期限(2か月)を経過して助成に至らなかったものがあるため、「申請件数>助成件数」となっている。

(2) 成果・効果(成果指標)

成果指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
都動物愛護相談センターの 区内猫取扱頭数	31	43	14	12	
猫に関する苦情件数	36	66	60	86	53

6 課題

不妊去勢手術によって飼い主のいない猫の繁殖を抑えることは重要である。これまで個人で行われる活動が中心であったが、近年になって地域や町会が主体となって行う活動へと広がりを見せており、地域活動支援の推進が必要となってきている。

その一方で、飼い主のいない猫の供給源となり得る「捨て猫」対策として、ペットの飼い主に対する普及啓発を強化する必要がある。

7 今後の方向性

猫の寿命やこれまでの申請件数の推移からみて、本事業の成果が表れてきており、今後も本事業を継続していく必要がある。その上で、本助成制度が広く認知される中であって、TNR活動が地域への活動として広がりを見せていることから、地域活動の推進について一層の普及啓発を行っていく。

また、あわせてペットの飼い主に対し、動物の愛護と管理に関しての普及啓発活動を推進し、適正飼育の普及啓発をこれら区民との協働で行っていく。

動物の愛護と管理（不妊去勢手術助成）事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>飼い主のいない猫を増やさないという補助の効果は一定程度あると思われるが、効率性・適格性に疑問がある。当面は継続しつつも、地域の環境・衛生の保全について近隣住民の理解を深め、飼い主に対する意識改善や飼い主のいない猫を増やさないための新たな飼い主探し等の政策を検討すべきある。</p>
補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	3	1	1

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	4	4	0	1
	3	3	6	4
×	0	0	1	2

評価Bとした委員の意見

生活環境保持の観点からは本事業が最も有効な手段とは考えられないものの、動物の愛護の観点とのバランスを図った無難な施策であると思う。ある程度効果も上がっており、一定程度の必要性があると思う。公益性も目的は達成できていると思う。しかし、根本的問題解決には、飼い主に対する終生飼養の普及啓発の強化が、野良猫を減らすために非常に重要と考える。

野良猫を増やさないための対策としては、一定の効果は出ている。しかし、野良猫を減らし、「地域猫」を増やす施策は、本当に動物愛護精神の普及に繋がっているのか疑問である。地域の美化活動の一環という趣旨であるが、本当に大切なことは、生き物の命に関する問題であると捉えて本来の目的を考えながら事業を展開してほしいと思う。

評価Cとした委員の意見

実績の点では、現段階では必要性があると思うが、野良猫によるトラブルを解決し、地域の衛生や生活環境を保持するという本来の趣旨に照らすと、根本的解決に至るコストに時間や手間がかかり過ぎ

ていて、効率性に問題があると考える。今後、補助件数が増加していった場合、町会の美化活動として定着していくのか、町会の活動に馴染むのかどうか、今後新たな課題が生ずることになりそうだという点では、適格性に問題があると感じる。

本制度は、動物の愛護という観点からみると、様々な課題があると考える。区の独自性や自主性が感じられない。生き物をなぜ飼うのかという原点に立ち返るとこのシステムを否定するわけにもいかない。

個人や自治体の負担は大きく、根本的解決には至っていないと思う。現状当面の対策としてはある程度の必要性を感じる。しかし、長期的に考えると、野良猫問題の対策が根本的に必要だと感じる。

評価Dとした委員の意見

街の美化活動の一環、飼い主のいない猫に対する事業であるが、野良猫に対する複雑かつ困難な苦情も多くなってきている。地域の環境・衛生の保全について近隣住民の人たちの理解を深め、動物愛護と飼い主に対する意識改善など管理面を重視して実施していくことが必要と考える。

評価Eとした委員の意見

区が公金を用いて行う施策として、最終的に地域環境の保全が目的であるならば、野良猫は限りなくゼロにしていくことが有効だと思う。しかし、飼い猫にはできないが、地域猫なら良いという現行の考え方は、政策としては矛盾するのではないかと思う。飼い主のいない猫がいることで、子どもたちが砂場遊びができない、近隣での糞尿、鳴き声の問題等、環境面での地域の不利益が発生しており、不利益が多いことに公的資金を提供することは、政策として適当とはいえないと考える。そもそも飼い猫と地域猫をどうやって見分けるのか？誰の責任によって捕獲して手術を施すのか、猫を増やさないこと、不妊手術をして地域に放すことが動物の愛護なのか疑問が残る。

町会・自治会会館建設等補助事業【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）					
町会・自治会会館の建設等に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の自主的活動の場を確保し、良好なコミュニティの形成及び発展を図る。					
2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）					
昭和57年度開始					
3 補助金の概要					
(1) 根拠法令 墨田区町会・自治会会館建設等補助金交付要綱					
(2) 補助対象者 町会・自治会					
(3) 補助金の算定基準					
ア 新築等（新築・増築・改築・修繕・模様替え・耐震診断）又は建物の購入若しくは建物に係る賃借権の設定は、経費の50%以内とし、通算期間（5年度間）内に500万円を限度とする（ただし、修繕及び模様替えについては、修繕等に要した経費が100万円以上であることが必要）。					
イ 土地の購入又は土地に係る賃借権の設定は、経費の50%以内とし、通算期間にかかわらず500万円を限度とする。					
(4) 予算の推移（5年間分） 単位：千円					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
歳出決算額	21,249	23,092	8,379	6,340	
4 他区の実施状況・類似補助金の有無					
【他区の状況】 実施 16区 未実施 6区 補助金額等の設定については、他区に比べて低く設定されている。特に、新築においては、算出方法（割合等）に違いがあるが、おおむねの区の限度額は、1,000万円以上となっている。					
【類似補助金】 なし					
5 これまでの実績・成果					
(1) 実績（活動指標） 「()」は目標値					
活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
申請件数(件)	8	6	3	4	3

(2) 成果・効果(成果指標)

地域活動の拠点となる町会・自治会会館を所有する町会・自治会に対して補助を行うことで、町会・自治会の自主的活動を促し、地域コミュニティの発展に寄与している。

6 課題

補助の対象として、会館の延床面積が50㎡以上必要となっているが、近年マンション内に会館を整備する町会・自治会が増えており、補助条件を満たさないケースが増えている。

7 今後の方向性

引き続き事業を実施し、地域コミュニティの活性化を図っていく。

町会・自治会会館建設等補助事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>町会・自治会館の建設等に対する補助は、時代や墨田区内での地域性に即した事業として、補助の必要性・公益性は一定程度認められる。今後は、町会・自治会のあり方、自主的な活動拠点のあり方を見直し、町会・自治会の主体的な活動を促進するための地域特性を考慮したコミュニティづくりの場を形成するよう、会館の利用実態を把握に努めた上で検討されたい。</p>
<p>補助による一定の効果があり、対象者の見直し等により更に効果拡大が期待できる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	2	3	2	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	5	4	0	2
	2	3	6	5
x	0	0	1	0

評価Bとした委員の意見

町会・自治会の活動を会館で全て運用するのがいいかどうか分からない。例えば、大型マンションの共有スペースに区の施設として集会所等を設け、無料で利用することができるような仕組みもあるのではないかと。自治会館のあり方は曲がり角に来ていると思う。

自前の会館がない町会が半数以上もある現状において、町会・自治会が主体的に活動するためには、いつでも活動できる会館があった方がよいと思う。新しい取組として、複合施設に自治会の共同の場所を作るなど、21世紀のビジョンを広げ、現代の10代の青年・若者も集まるコミュニティ活動の拠点づくりを考えてほしい。

評価Cとした委員の意見

地域の活動の拠点としての会館の必要性は認めるが、町会等の担い手の高齢化、人口減少やコミュニティの変容による会館の維持管理や活動の継続に課題がある。地域における箱物施設は地域集会所や公民館など多数整備されているので、民間の施設を含めて、様々な施設の相互利用を考え、施設のあり方を検討してほしい。さらに、会館のある町会とない町会との財源の配分の差が気になる。また、

コミュニティ活動の観点では、自治会、老人会、子ども会、婦人会という形で細分化することで逆にコミュニティ活動を阻害することになるため、それらを包含したコミュニティづくりの場を形成するような事業を構想すべきである。

予算に対する決算が少ないので、事業の必要性、需要性は低いと感じた。今年度から耐震診断等にも拡充され、今後の申請は増加する可能性も高いと思うが、当初の本事業の目的とズレているような気がする。また、会館自体が地域コミュニティの活性化を促しているかが疑問である。一方で、防災拠点等の役割もあるので、会館としての一定の役割はあると思う。

今後、町会・自治会会館は子育て支援や福祉などを提供する場としての役割やニーズが高くなっていく可能性と期待を考えると必要性はあると思う。区の説明だと、町会を持ってもらい、将来的にはNPOなどへの移行を目指してもらいたいということだが、将来の少子高齢化を考えると、本当に町会という場所の所有の推進が正しいかは検討が必要である。住民一人ひとりが参加でき、利益を享受できる、開かれた団体としての活動を促進してほしいと思う。

評価Dとした委員の意見

会館自体はコミュニティの独自活動を行う拠点として一定の必要性や有効性があると思う。一方で、会館を利用した活動の実態把握が全くなされていない点は大きな課題である。また、町会が会館を独自に所有することが必要なのか、かえって活動の負担になっていないかという疑問もある。補助金や公的な居場所づくりだけでなく、地域の自発的なニーズに合わせた共助の力を活かしたまちの居場所づくりという観点で大きく見直してほしい。

地域のコミュニティ形成と発展のために活動の基盤となる会館の役割は一定の効果はあると思うが、果たして建物を占有する必要があるのかについては不明である。過半の町会等が会館を持たずに活動している中、会館がないことによってコミュニティ活動が本当に制約されるのかが具体的な活動実績・会館利用実績等による説明がなかったため分かりにくいと感じた。会館のない町会等の活動状況や会館の利用状況について実態調査をした上で、会館の必要性や手段の有効性について今後も継続して検討してほしい。

商工業融資事業（利子・信用保証料補助）【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

中小企業者向け融資の金利や信用保証料の負担軽減を図ることにより、資金繰りを容易にするとともに、財務体質強化の一助など経営支援の一つとして実施する。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

- 昭和40年 4月 墨田区商工業融資あっせん開始
- 平成19年10月 商工業融資の補助金制度の見直し
これまで補助施策の重点を信用保証料補助においていたが、原則としてこれを取りやめ、代替として各融資資金に対し支払利子の一部補助を行うこととした（アスベスト対策及び公害防止の両資金のみ、利子及び信用保証料の全額補助を行う。）
- 平成20年10月 経営安定資金の保証料全額補助開始
- 平成21年10月 各融資の金利を2.0～2.2%に決定（現在に至る。）
- 平成25年 4月 従前の創業支援資金を改め、チャレンジ支援資金とし、同資金の信用保証料の全額補助を開始

3 補助金の概要

（1）根拠法令

墨田区商工業融資要綱

（2）補助対象者

ア 利子補助金

区商工業融資各資金の融資実行を受けた区内中小企業者

イ 信用保証料補助金

区商工業融資のうち、公害防止、アスベスト対策、チャレンジ支援、経営安定の各資金について、東京信用保証協会の保証を受けて融資実行を受けた区内中小企業者

（3）補助金の算定基準

ア 利子補助金

墨田区商工業融資要綱第8条及び第9条の規定により、短期プライムレート、東京都、他区の様況及び金融機関の意見等を取り入れ、総合的に判断して算定する。

イ 信用保証料補助金

墨田区商工業融資要綱第13条並びに付則第4項及び第5項に基づき、保証協会により課された信用保証料の全額補助を行う。

（4）予算の推移（5年間分）

ア 利子補助金

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	523,452	469,325	424,253	375,998	318,007
歳出決算額	433,286	389,243	335,335	278,578	

イ 信用保証料補助金

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	152,670	121,525	114,667	49,102	57,762
歳出決算額	121,234	85,471	68,337	37,372	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

中小企業への補助金事業については、個々の自治体がそれぞれの政策目的により独自の融資メニューを用意していることや、区ごとに補助割合や件数が異なるため、比較が難しい。

また、利子補助については他の22区全ての区が行っているが、信用保証料については各区で考え方が異なっており、全く補助を行っていない区もある。

【類似補助金】

なし

5 これまでの実績・成果

(1) 実績（活動指標）

活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
利子補助金 延べ補助件数	21,447	21,743	20,921	19,580	17,733
信用保証料補助 金補助件数	920	607	488	273	259

(2) 成果・効果（成果指標）

成果指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
各融資資金 申込件数	2,260	2,201	2,010	1,527	1,671
各融資資金 実行件数	1,962	1,818	1,647	1,271	1,486

6 課題

社会経済環境の変化や国による景気対策・金融政策によって、融資申込需要の増減に大きく影響するため、融資件数の年間申込みや補助による成果等の予測が難しい。

7 今後の方向性

補助事業を通じて、区内中小企業者が低利で融資を受けられるなど金融の円滑化に寄与する一方、機械的で一律的な補助ではなく、期待できる政策的な効果や社会経済環境の変化に合わせた利子及び信用保証料の補助のあり方を点検し、改善することが重要である。

商工業融資事業【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
D	<p>補助の目的と政策への影響度、達成度、貢献度が全く見えないため、本事業の公益性・効率性・適格性に疑問がある。効果の把握についての裏付けとなるデータの収集・作成が必要である。今後、企業が事業活動をしやすくなるような環境を整備することが必要であり、一律に補助をするのではなく、支援すべき対象を精査して効果的な補助制度となるよう検討されたい。</p>
<p>補助の継続は必要であるが、効果が不高くないため、見直しが必要である。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	1	2	4	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	1	0	0
	4	6	6	7
×	0	0	1	0

評価Bとした委員の意見

考え方にPDCAサイクルが含まれていないと思う。まず、現状認識が十分になされていないという印象がある。ただし、現実問題として、本事業を必要とする中小企業の方々もいるので、急に大幅な変更をすることは難しい状況だと思うので、可能なところから見直しをしていただきたいと思う。

評価Cとした委員の意見

事業目的と政策への影響度、達成度、貢献度が全く見えてこない。まずは、効果をしっかりと把握し、本事業が本当にその目的を達成できているのか、効果があるのかを把握していただきたい。その上で、政策への有効性を判断し、的確な中小企業振興策を実施してほしい。

中小企業の多い墨田区では本事業の必要性はあると思う。ただ、その効果に関するデータがないため、本事業の有効性に疑問がある。今後、社会経済環境の変化に合わせた利子や信用保証料の補助のあり方を検討する上でも、裏付けとなるデータの収集と作成は必要であると思う。

評価Dとした委員の意見

区の特性として地域産業を育成したいということはある程度理解できるが、この事業において公的資金を投入するという面では、区が民間事業者の支援をする意義は薄く、その効果が全く見えない。補助を投入するという政策的な意味をもっと整理し、大きな改善が必要だと思う。特に、評価指標の設定や補助終了目標の整備は必至である。区を上げて民間事業者を支援するのであれば、単に補助だけではでなく、例えば、起業の際には区の広報等に事業者名を掲載して応援するとか、クーポン券等を発行してその商品の販売を促進するとか、やり方はほかにもあるのではないかと思う。

政策的に重点化される融資事業の意図や効果が見えづらい。明確なビジョンに基づき、補助すべき企業の選択や特定があってもよいと思う。機械的に一律に補助を行うのはかえって企業の成長につながらないため、補助の効率的な運用や対象にプライオリティを付けて明確な効果が出るよう検討してほしい。効果測定も定性的であっても実施すべきで、事業又は課で単独でできないのであれば事業や課をまたがって、効果をまとめて公表すべきだと思う。

区内の事業者数を一定数保ち、区内の経済状況を安定させる目的は理解できるが、補助による効果が分かりにくい。この補助金が区内の事業を活性化させているという根拠を提示してほしい。ただ、本事業の必要性は認められるので、制度の効果等を把握し、全体を見直してほしい。

中小企業の経営向上と安定を図るのが本来の目的であれば、一番必要なのは企業の自助努力であり、事業計画の見直しと財務計画の強化であり、行政が行うべきことは、企業が事業活動をしやすいような環境整備ではないかと思う。また、融資あっせん事業そのものを業務委託している自治体もあることを考えれば、そもそも区が行うべき事業なのかという疑問も感じる。

宿泊体験事業（小・中）【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）

自然に親しみ、都会では味わうことのできない様々な体験を通して、自らの身体と心の鍛錬のために実施する移動教室における費用を補助することで、教育活動の充実を図る。

2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）

昭和53年5月にあわの自然学園が開園し、小学校5年生の移動教室に利用されている。
 中学校では、平成15年度までは群馬県の高原学園を利用していたが、学園の閉園に伴い、学校が独自に選択した場所で行っている。
 補助金は、学校長に交付する。ただし、複数の学校が合同で実施する場合には、当該複数校を代表する学校長に交付する。

3 補助金の概要

(1) 根拠法令

墨田区立小・中学校移動教室等補助金交付要綱（平成19年度制定）

(2) 補助対象者

墨田区立小学校在籍5年生児童（ただし、特別支援学級在籍者は、5・6年生）及び中学校在籍2年生生徒並びに引率教職員、医師、看護師及び補助者

(3) 補助金の算定基準

交通費、日当、宿泊費、体験活動等経費、予備費

(4) 予算の推移（5年間分）

単位：千円

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	46,329	42,822	38,862	38,449	42,977
歳出決算額	38,440	35,820	35,649	36,280	

4 他区の実施状況・類似補助金の有無

【他区の状況】

他区も何らかの補助を行っており、交通費については、江東ブロックの他の4区では公費を補助するなど保護者負担はない。また、宿泊費については、区の宿泊施設を利用して無料とし、食材費又は賄費のみ負担若しくは宿泊費について一部補助を行っている。

【類似補助金】

なし

5 これまでの実績・成果

(1) 実績(活動指標)

活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
参加者数	2,793	2,941	2,877	2,891	2,912

(2) 成果・効果(成果指標)

移動教室を実施することで日常から離れ、自然体験や集団における役割行動や仲間を思いやる心を育むことの一助となっている。

6 課題

あわの自然学園は、周辺地域の過疎化により、体験活動における指導人員を確保することが難しくなっている。また、中学校の移動教室は、冬季に実施する場合、スキー教室を行うことが多いが、レンタル代などで費用が高額になるため、保護者の負担が増大する懸念がある。

7 今後の方向性

引き続き、普段の授業ではできない体験活動をとおり、心身を鍛え、集団行動についての学習を行うため、体験活動費の補助を行うなど、保護者の負担を抑える。また、医師、看護師等を派遣することにより、児童生徒の安全等の協力体制を確保し、宿泊体験事業の円滑な実施をサポートしていく。

宿泊体験事業（小・中）【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
C	<p>歴史ある事業であるが、補助金のほかに運営や施設の維持管理等の経費がかかるため、現在の方法がベストなのかという疑問がある。必要性・公益性・適格性は一定程度あると思われるが、時代の変化や対象の児童・生徒に応じた体験授業のあり方など、プログラムの多様化を図るなどの見直しが必要である。児童・生徒の将来に役立つような長期的・複合的な教育効果も検討してほしい。</p>
<p>補助による一定の効果があり、対象者の見直し等により更に効果拡大が期待できる。</p>	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	3	3	1	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	6	5	0	4
	1	2	5	3
×	0	0	2	0

評価Bとした委員の意見

アクティブラーニングとは、課外授業だけではなく、児童・生徒が能動的に授業に取り込むことをいう。あわせて、授業内外での総合的な学習は、学生・生徒、児童が主体的に取り組むことが特に重要視されている。その点から、学校外での体験学習の重要性は認められる。しかし、時代の変化に適した課外授業であるとか、多様性も勘案すると、40年も同じところで同じような形でやるのはいかかなものかと思うところであり、見直しも必要ではないか。特に、農作業や仕事に関係するような体験のあり方は、せっかく栗野まで行くのであれば検討されたい。

小中学生の体験学習は、学校内では経験できない活動を通して、心身を鍛え、集団行動について学ぶよい機会と考える。体験学習先が固定的である点が少し気になるが、一方で受入れについて理解と経験がある先であることは安心につながる部分もあると思う。実施計画については実施場所や内容等を検討しているとのことなので、今後もこうした検討を行いながら、効果の向上を図る取組を行っていただきたい。

新学習指導要領の改訂に伴い、今後アクティブラーニングの重要性が高まっていくが、従来から行われている区の体験学習が非常に理に適っていると考える。その中でも時代に応じて変化させなければならない部分もあり、様々な工夫をしていく余地はまだたくさんあると思う。

また、墨田区は緑の少ない区なので、やはり土に触れる機会を増やす意味で、スキー教室にこだわらず、農村体験・自然体験などを増やす必要もある。プログラムの多様化を図るなど他地域との関わりの中で連携する意味を大切にして宿泊体験事業を継続していただきたい。

評価Cとした委員の意見

体験による教育ビジョンや効果が不明瞭で見直しが必要と考える。各校の毎年行ったことの体験や感想等にとどまらずに長期的・複合的な教育効果の検討もしてほしい。施設の維持管理と併せて児童、生徒らが中心となった教育プログラムの見直しなどもできれば、なおいいと思う。

必要性等について客観的に評価するためのデータがないので、根本的な言い方をすると評価のしようがないと考えている。必要であったとしても、今の時代に合わないと思うものが多く、見直しが必要であると思う。施設が古く、維持費用がかかる点についてどうするのが見えない。教育は大切だが、その追求や研究がかなり後手に回っている印象を受けた。

昭和53年から継続している歴史ある事業だと思うが、補助金のほかに運営や施設の維持管理等の経費がかかるため、現在の方法がベストなのかという疑問がある。また、中学校はスキー教室と農村体験と、学校によって体験に大きく差があり、補助をする上で公平性に欠ける点が少し気になる。

評価Dとした委員の意見

宿泊体験事業自体の必要性和補助の意義はあると思うが、今ある施設を利用することを前提として、画一的なプログラムを進めていくのはどうかと思う。町おこしの地域ステイや地域との協定による宿泊事業など、もっと企画などを学校や教職員、生徒とも考えて、生徒に本当に生きる力を身に着けるようなカリキュラムを検討することが必要だと思う。また、施設の維持に年間7,000万円がかかっているという点を費用対効果で考えると、効率性は低いと思わざるを得ない。時代の変化に対応した事業の見直しが必要だと思う。

幼小中学校教育研究会育成費（教育研究会事業補助金）【事業概要】

1 補助金事業開始の目的（理由）					
学校教育全般にわたって、区の実情に即した研究討議を行うとともに、学校教育の向上と教職員の資質の向上を図る。					
2 これまでの経緯（開始年度、根拠法令の改正、対象者・補助金額の見直し状況等）					
開始年度は昭和40年。補助金額については、現状のまま継続となっている。					
3 補助金の概要					
(1) 根拠法令 墨田区立学校教育研究会事業補助金交付要綱					
(2) 補助対象者 墨田区小・中学校・幼稚園教育研究会の会長					
(3) 補助金の算定基準 〔補助対象経費〕 講師謝礼 文房具（消耗品） 印刷 〔限度額〕 小・中学校 200万円 幼稚園 40万円					
(4) 予算の推移（5年間分） 単位：千円					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳出当初予算額	2,790	2,830	2,730	2,730	2,760
歳出決算額	2,556	2,699	2,427	2,522	
4 他区の実施状況・類似補助金の有無					
【他区の状況】（平成27年度） 23区中21区、予算額100万円～1,000万円 【類似補助金】 なし					
5 これまでの実績・成果					
(1) 実績（活動指標） （ ）は目標値					
活動指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究会数（幼・小・中）	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)

(2) 成果・効果(成果指標)

()は目標値

成果指標名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究会数(幼・小・中)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)	3(3)

6 課題

本補助金を活用することにより、教職員の授業力の向上が図られている。また、報告書を作成し、研究成果の発表を行うことで、本区全体の教育の充実振興が図られている。

7 今後の方向性

教育研究会事業を継続し、更なる効果拡大を図る。
園・学校への研究奨励については、引き続き継続して実施する。

幼小中学校教育研究会育成費(教育研究会事業補助金)【区民行政評価結果】

委員会総合評価	委員会総合評価理由
D	<p>評価指標の具体的データがないので、判断が困難である。研究成果が区内の幼小中学校教育にどう活かされているのかわからない。児童・生徒の学力の向上と教職員の資質の向上を図る施策は必要と感じるが、研究会補助の成果をしっかりと把握・評価をする仕組みにすべきである。墨田区独自の研究成果を教職員間で共有できる仕組みを構築されたい。</p>
補助の継続は必要であるが、効果が高くないため、見直しが必要である。	

個人評価内訳				
A	B	C	D	E
0	0	3	4	0

個人評価内訳				
	必要性	公益性	効率性	適格性
	3	3	0	2
	4	4	3	5
×	0	0	4	0

評価Cとした委員の意見

教職員の質の向上は保護者にとってもありがたいことだが、より分かりやすい効果と結果が目に見える形で示す方法が何かないか模索してほしい。

児童・生徒の学力の向上と教職員の質の向上のため、必要性はあると思うが、実際にどういう効果があったかという資料がなく、評価に当たっての判断材料がないことに問題点がある。例年あまり変化がないような内容で行われているが、新しい変革の時代において、区独自のパイロット的な教育プロジェクトなど、オリジナリティーを持った補助金事業を進め、研究成果を教職員間で共有できる仕組みを構築していただきたい。

教職員の知識の向上により区民に信頼される教職員が増えることが望まれているが、研究資料や報告書の作成等、教員の負担が増えているのではないかと感じる。事業の効果が見えないため、効率性は低いと思う。補助金による成果は、区民にも分かる仕組みが必要である。補助の目的と教員側のニーズに本当にマッチしているのか、補助金による効果が分かる施策の見直し、変更は必要だと思う。

評価Dとした委員の意見

補助金と事業効果の相関関係が全く見えない。目的として学力向上、教職員の資質の向上というのは理解できるが、それが補助金によってどのような成果を上げているのか、可視化できなければ補助金を支出する正当性も示せない。各部会で教職員が様々な研究活動を行うことは必要なことだと思うが、補助金の多寡にかかわらず、それをアンケートや成果シートなどを使ってまとめていくことが必要であり、大きな改善が求められて然るべきだと思う。

特に効率性の面が課題だと思う。教育研究という活動自体は今後も必要かと思うが、事業効果の捉え方がそもそも不適切だと感じる。事業のねらい・目的が、主管部署が提示する成果の値と整合がとれておらず、報告書も成果や効果値を表すものとなっていない。教職員の力を上げて子どもたちの学力を向上し、それを測定することは難しいと思うが、仕組みとして意識していくべきと思う。

研究テーマ、成果等を知る具体的なデータの提供がないので、判断が困難である。区の実情に即した研究討議を行うことを目的としているが、研究成果が区内の幼小中学校教育に実際にどう活かされているのかが見えない。また、全教職員が参加することとなっているが、所属と参加が必ずしも一致するものではなく、活動の実態が見えない。費用については、区からの補助金のみで支出財源が賄われているが、会員から会費を徴収することも検討する必要があると思う。学校教育の向上と教職員の資質の向上を図る施策は必要と感じるが、研究会補助の成果をしっかりと把握・評価をする仕組みにしていきたい。

P D C A以前のいわゆる具体的な成果が分かりやすい形で見える化できていないので、評価のしようがないのが事実である。まずは、どうしたら客観的に見て分かるかということを進めるべきと思う。教職員が一生懸命取り組んでいるということは理解できるが、区としてどういう風にシステムを作っていくか、どう改善いくかという姿が見えない。どちらかという、都や他区でやっているからという理由でやっているという感じがあり、区の独自性が感じられない。

各委員の感想 ~ 委員会に参加して ~

鏡 諭

墨田区の行政評価活動には、これまで継続的にかかわらせていただいた。

その点で感じる事は、区民委員の評価から全般的には区民の行政に対する信頼は厚い。しかしながら、普段からの事業の見直しや評価活動についての取り組みには、必ずしも満足は得られていないように感じた。

本年は、3年間の補助金審査の最終年とあって、改めて難しさを感じた。

補助金は、委員会の審査基準である「必要性」、「公益性」、「効率性」、「適格性」に加えて目的性、公平性、普遍性、地域性、経済性が評価の要素になると考えるが、今回審議した内容では、長年継続している事業であり、その目的性や時代の変化による効率性や適格性について、ギャップを感じる場合が少なくなかった。

行政は、不断の見直しが必要であり、事業を所管する各部署では、地域社会や経済環境や時代の変化を適切に捉えて、その時点で、最も効率的な事業の実施に取り組むべきであるが、そのような姿勢を見せた所管は、残念ながら少数であった。

まずは、職員の皆さんが真摯に事業に向き合い、区民が預かった公金の支出について、最小の経費で最大の効果が得られるような、改善の視点を持ち続ける事が重要と改めて感じた。

河上 牧子

補助金が、区民の暮らしや区独自の産業・教育など、多種多様な活動を支えてきた実績が改めて実感できた。公益性の高い活動や事業については、補助金がインセンティブとなり、課題が緩和したり解決に向かったり、又は育成が強化されるなど、一定の成果を上げている。一方で、検証作業としては、評価そのものの難しさを改めて痛感した。評価の課題は、効率性の判断において、明確な判断根拠となる成果データが不在又は未整理の場合がほとんどであること、成果としてあげられるデータや報告書が、評価事業と整合していないこと（アウトプットとアウトカムの違いの理解不足）、各評価項目の判断根拠となる資料の実態について、担当者の方の理解が必ずしも深くはなく、委員会質疑が不十分な場合があったこと、公益性の判断根拠となる受益者層が不明確で判断が困難な場合があったこと、があると感じた。

今後、評価事業をより効果のあるものにし、補助金を有効に使うためには、一つの事業を単独で評価するのではなく、関連政策全体での位置付けや関連事業を含めた複数事業の同一見直しが極めて重要で、そのための評価方法の検討が必要であること、評価のための成果データの整理が庁内全体として必要で、庁内同一視点による評価のためのガイドラインや効率性評価シート等の整備が重要である。さらに、補助金事業そのものには、時代に即した区民と行政との役割分担の見直しが必要、補助事業終了年の設定、補助

からの自立に向けた支援が重要と感じた。最後に、3年間この区民行政評価に参加し、区民委員の皆さんや行政担当者の方々と多くのテーマで議論を重ね、行革の最前線を知る良い機会となりました。事務局や各担当課の資料準備や御説明にも感謝しております。どうも有難うございました。

高橋 晶子

平成26年度から取り組んできた補助金事業の評価が今回で3年目を迎え、一通りの検討・評価が行われました。まずは、この3年間通して区民行政評価に関わらせていただいたことに、大変感謝いたしております。

3年間の区民行政評価で共通して感じたことは、成果指標の精度向上と説明の充実強化の必要についてです。事前質問やヒアリング時に補足で御説明いただいた事項は、区民にとっても区政を理解するために欠かせない情報であると認識しています。区が実施している事業を正しく適切に理解してもらうためには、今後更なる説明の充実が求められることを御認識いただき、その説明の充実強化に努めていただきたいと思います。また、本報告書の中にある改善提案事項に関しては、今後の事業の見直しにおいて是非とも議論・検討し、常に「必要性・公益性・効率性・適格性」の視点をもって継続的に改善を実施していただきたいと思います。

齋藤 敬三

今回も御指導いただいた先生方及びお骨折りいただいた事務局の方々に厚く御礼申し上げます。

さて私は、26年度と28年度の事業評価に参加させていただいて強く感じたことは、事業により異なるものの、徹底した現状分析が行われていない事である。実情は、他区との相対評価に重点が置かれ、絶対評価が行われず結果、PDCAサイクルが未完成状況下にあることである。

この原因は、公的機関特有の風土に根ざすところが大きいと考えられる。この根本問題を解決するには、評価委員会のシステムなどの根本問題の見直しと、問題解決する権限を執行責任者に委ねる事と不転の覚悟で事に当たる事と思った。

萩原 紀子

多岐にわたる区の事業の中で、御説明や資料から、長く継続されてきた歴史ある事業だと感じることもありました。しかしながら、時代の流れのスピードに追いついていない補助金のあり方であることもまた実感する委員会であったようにも感じます。

墨田区ながらの歴史や個性を生かしながらも、時代にフィットした補助金のあり方、進め方を今後も見直していただきながら、より未来ある墨田区に変化してほしいと思います。勉強不足も多い中、丁寧な資料作成、御説明をしていただき、心より感謝申し上げます。

武笠 和夫

墨田区の補助金事業に対し、事業の支援目標と効果について区民目線で評価をさせていただきました。それぞれ、当初補助金制度を活用し、その時代の課題解決のためにニーズに合った事業を展開されてきたことに敬意を表します。最新の最大限の知恵を絞り工夫された事業がなされてきたと考えます。

委員会に参加して、「質問 応答」というコミュニケーションでしたが、「公」と「私」が二項対立的に対峙したり、垂直的な関係であったりしたのではなく、水平的な「共感的応答」という「共の論理」で、「公」と「私」を共に活かす「公私相性の場としての公共」の空間でした。「開かれた公共」であり、互いがよく知り合うコミュニケーションの場でもあったと言えます。公共コミュニケーションの規範的概念は、公共の利益、情報の権利、真実の探求、メディアの社会的責任などがあります。評価委員として、区政の透明化の中で、改善のための評価を行い、それぞれの事業が評価基準と照らしどんな状態かを評価しました。補助金事業の見直しには、現場担当者が、被行為者の意見やアンケートなどから事業の目標に対する実施効果や満足度などを具体的に把握することが望ましい。また、パットナムが提唱する「ソーシャル・キャピタルの活性化」も重要で、豊かにすることで地域社会を魅力的にし、地域住民の自発的な活動を活発にします。そこでは、地域性の尊重と、地域の持つ自助・互助・共助・公助の役割分担と強化が肝要です。「自助・互助」の重要性を公的機関が認識・強化することで、「共助・公助」となるサービスに繋がられます。適確な補助金事業を通して、墨田区を活性化させ、行政サービスの向上を図っていただきたい。補助金事業による「公助」により、「自助」を促進させ、「互助」を有効に活用しながら、「共助」と繋ぎ合わせる役割が今後の方向性として希求されます。

横井 貴広

墨田区で生まれ育ち、働き、地域活動にも参加している者として、一区民目線で、出来るだけ公平に、厳しい評価を出させていただいたと思います。所管の御担当者から事業内容についての細かい御説明もありましたが、一方で、事業に対する具体的な成果を数値で把握しておらず「 年から続けてきたから」、「少しでもニーズがあれば、必要な事業である」と考えているところもあるようにも感じました。事業の効果測定において、どの数値を目標とするのかは、とても難しいと思われませんが、担当部署を超えて取り組んでいただきたい課題だと思いました。

この評価を補助金の評価としてだけでなく、事業自体の見直しを含めた行財政改革につながっていけば、参加した意義もとても強まり、嬉しく思います。

最後になりますが、短い期間でしたが、事務局の方々には事前資料の用意や連絡等ありがとうございました。会長をはじめ他の委員の方々の御意見を伺い、大変勉強になりました。とても貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

